

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 相続税調査事績・目立つ配当還元方式の悪用

Q: 相続税調査の結果が発表されたようですが、その内容を教えてください。

A: 重加算税賦課件数の増加、株式評価での配当還元方式の悪用が目立ったようです。

### 【解説】

国税庁は、平成8事務年度（平成8年7月から9年6月まで）に実施した相続税の調査事績を公表しました。

それによると、主に平成7年分の申告事案を対象にした実地調査は、13,903件実施され、そのうちの96.4%にあたる13,405件から何らかの申告漏れが把握されています。把握された申告漏れ課税価格は、合計で5,553億円、申告漏れ税額は1,207億円となっています。

また、仮装、隠ぺい事案等を対象とする重加算税賦課件数も2,483件あり、前年比では16.3%もの増加になったことが注目されます。

例えば、株式評価にあたって不正に配当還元方式を適用した事例に重加算税が賦課されています。

この事例は、神奈川県の子会社役員死亡に伴う相続税の申告において、被相続人が保有する非上場株式の評価に配当還元方式を適用するため、相続人は、日付を遡って被相続人が持株を譲渡していたとの書類を作成の上、株主台帳を改ざんするなどして持株割合を15%未満に低下させることにより、配当還元方式を適用し、評価額を不当に3億5,700万円引き下げていたものです。この事例は、重加算税を含め2億1,300万円が追徴課税されています。

